

		3 1・2 (略)	
		乳幼児教育・生涯学習担当部長 個別最適な学び担当課長 不登校支援センター長 人材育成推進監 スクールソーシャルワーカースーパーバイザー	
		4 (略)	
		全国高等学校総合体育大会推進室長 スクールソーシャルワーカースーパーバイザー	
		5 (略)	
		第三項に規定する乳幼児教育・生涯学習担当部長は、事務職員をもって充て、教育長の命を受け、命ぜられた事務を総括し、及び整理する。	
		6 (略)	
		第三項の職（乳幼児教育・生涯学習担当部長を除く。）及び第四項の職は、事務職員をもって充て、上司の命を受け、命ぜられた事務を整理する。	
別表（第三条関係）			
一 本庁に置く職			
番号	職名	職の置かれる組織	職務
(略)	(略)	(略)	(略)
四の二	(略)	(略)	(略)
四の三	審理監	部	上司の命を受け、職を指し、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により審理員の権限を行使した事務
			管理部門に必要に応じ置く。

		3 1・2 (略)	
		総括官 個別最適な学び担当課長 不登校支援センター長 人材育成推進監 スクールソーシャルワーカースーパーバイザー	
		4 (略)	
		スクールソーシャルワーカースーパーバイザー	
		5 (略)	
		第三項に規定する総括官は、事務職員をもって充て、教育長の命を受け、命ぜられた事務を総括し、及び整理する。	
		6 (略)	
		第三項の職（総括官を除く。）及び第四項の職は、事務職員をもって充て、上司の命を受け、命ぜられた事務を整理する。	
別表（第三条関係）			
一 本庁に置く職			
番号	職名	職の置かれる組織	職務
(略)	(略)	(略)	(略)
四の二	(略)	(略)	(略)

二・三 備考 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	を掌理する。
	(略)	
二・三 備考 (略)	(略)	
	(略)	

附則

この教育委員会規則は、令和五年四月一日から施行する。